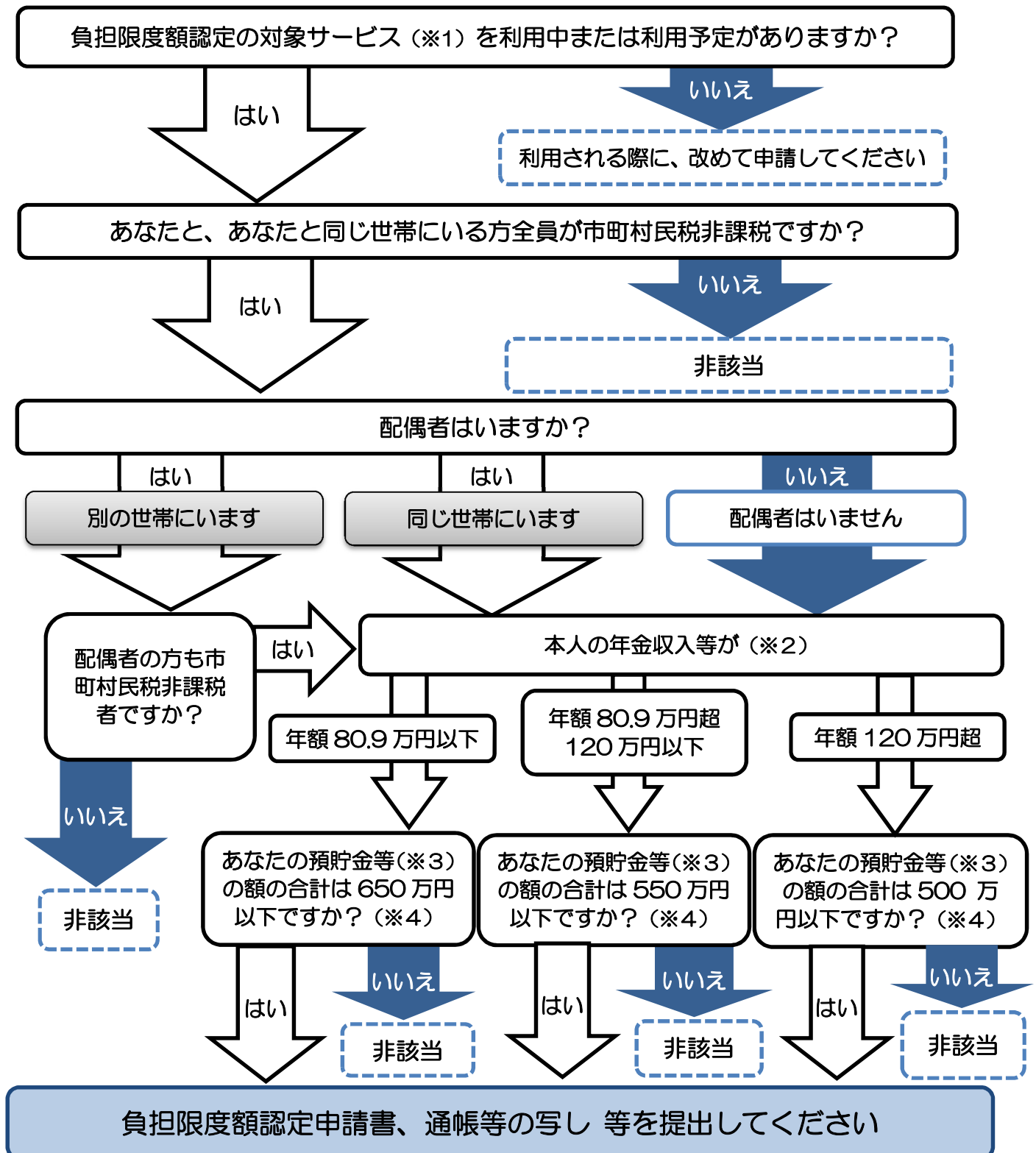


負担限度額認定の適用条件について

下記のフロー図で、負担限度額認定証の交付対象になるかご確認ください。



- （※1） 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院への入所、またはショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）の利用
- （※2） 年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額
- （※3） 預貯金、現金、有価証券等の額の合計から、負債（住宅ローンや借入金等）を差し引いた金額
- （※4） 配偶者がいる方は、1,000 万円増。第 2 号被保険者は収入に関係なく預貯金額 1,000 万円以下（夫婦は 2,000 万円以下）